

「経済・財政再生計画」の着実な実施
(文教・科学技術)

平成28年4月12日

- 目 次 -

1 . 義務教育関係予算	3
2 . 国立大学関係予算・科学技術関係予算	15
3 . 文化関係予算	20

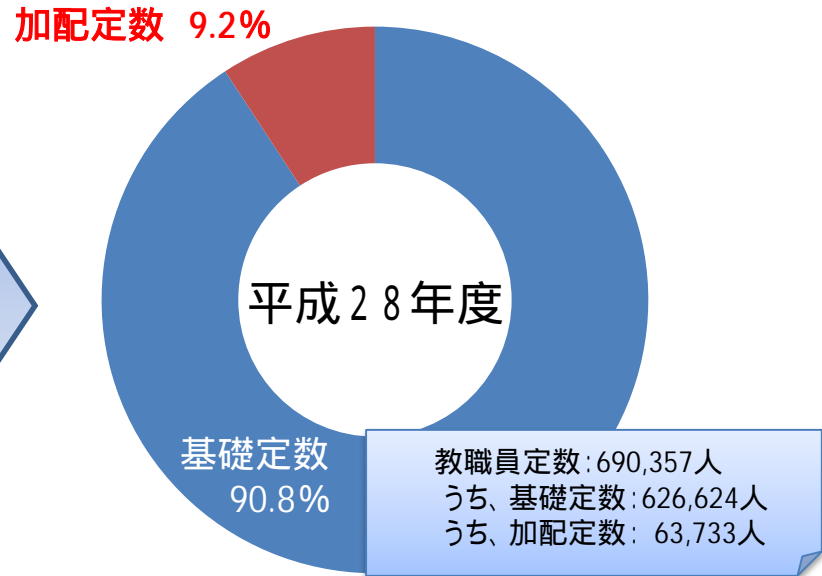
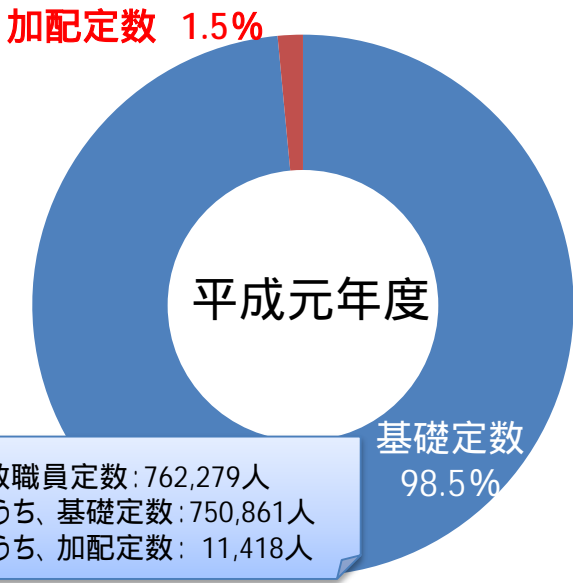
義務教育関係予算

経済・財政再生計画改革工程表（義務教育関係）〔平成27年12月24日経済財政諮問会議〕

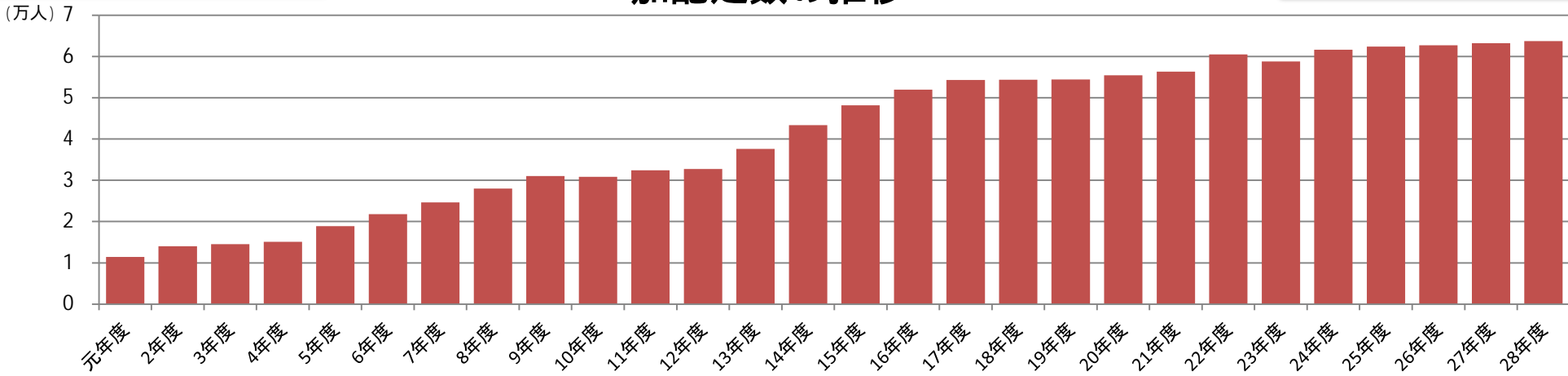
2014・2015年度	集中改革期間				2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
< 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル >										
教職員定数の中期見通しを策定する前提となる事柄を整理	<ul style="list-style-type: none"> 各種加配措置等の効果について、既存の関連データを十分に活用しつつ、研究者・有識者の協力を得て検討・検証。 少子化の進展（児童生徒数、学級数の減等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校等）に関する客観的データ等のデータ収集及び実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定、公表、各都道府県・指定都市に提示 				<ul style="list-style-type: none"> データ収集、実証研究の進展に応じ、必要に応じ中期見通しを改定、公表、提示 学校・教育環境に関するデータや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算要求し、PDCAを確立 			<ul style="list-style-type: none"> 知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る（参考）PISA2012：OECD加盟国中1～2位 		
教育政策に関する実証研究の枠組み・体制等について研究者・有識者の協力を得つつ検討	<p>教育政策に関する実証研究を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種の加配措置、少人数教育、習熟度別指導等多様な教育政策に関する費用効果分析を含め、研究者・有識者からなる実効性ある研究推進体制の下で、一定数の意欲ある自治体等の協力を得て実施 中期の継続的な縦断研究及び短期の研究を実施 <ol style="list-style-type: none"> 多面的な教育成果・アウトカムの測定 <ul style="list-style-type: none"> 知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等 コミュニケーション能力、自尊心・社会性等の非認知能力 児童生徒の行動 子供の経時的変化の測定 学校以外の影響要因の排除等も考慮 				<p>実証研究を計画的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 得られた研究成果は成果や費用、政策が実施される背景にある環境要因を「見える化」するとともに、それらを総合的に考慮して教職員定数の中期見通し作成を含む政策形成に漸次活用 				報告、公表	報告、公表
全国学力・学習状況調査の研究への活用について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において、文部科学省からの委託研究等以外でも大学等の研究者が詳細データを活用できるよう、提供する詳細データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的な貸与ルールを検討・整備	<p>全国学力・学習状況調査の大学等の研究者による研究への活用推進・拡大</p> <p>取組状況とその成果について中間検証</p>				<p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大</p>					

加配定数は増加し続けている

近年、少子化の進展で進み児童生徒数が減少していくのに応じ、法律上の規定にのっとり機械的に配置される基礎定数は減少する一方、加配定数は増加し続けている。
その結果、教職員定数全体に占める加配定数の割合は上昇している。

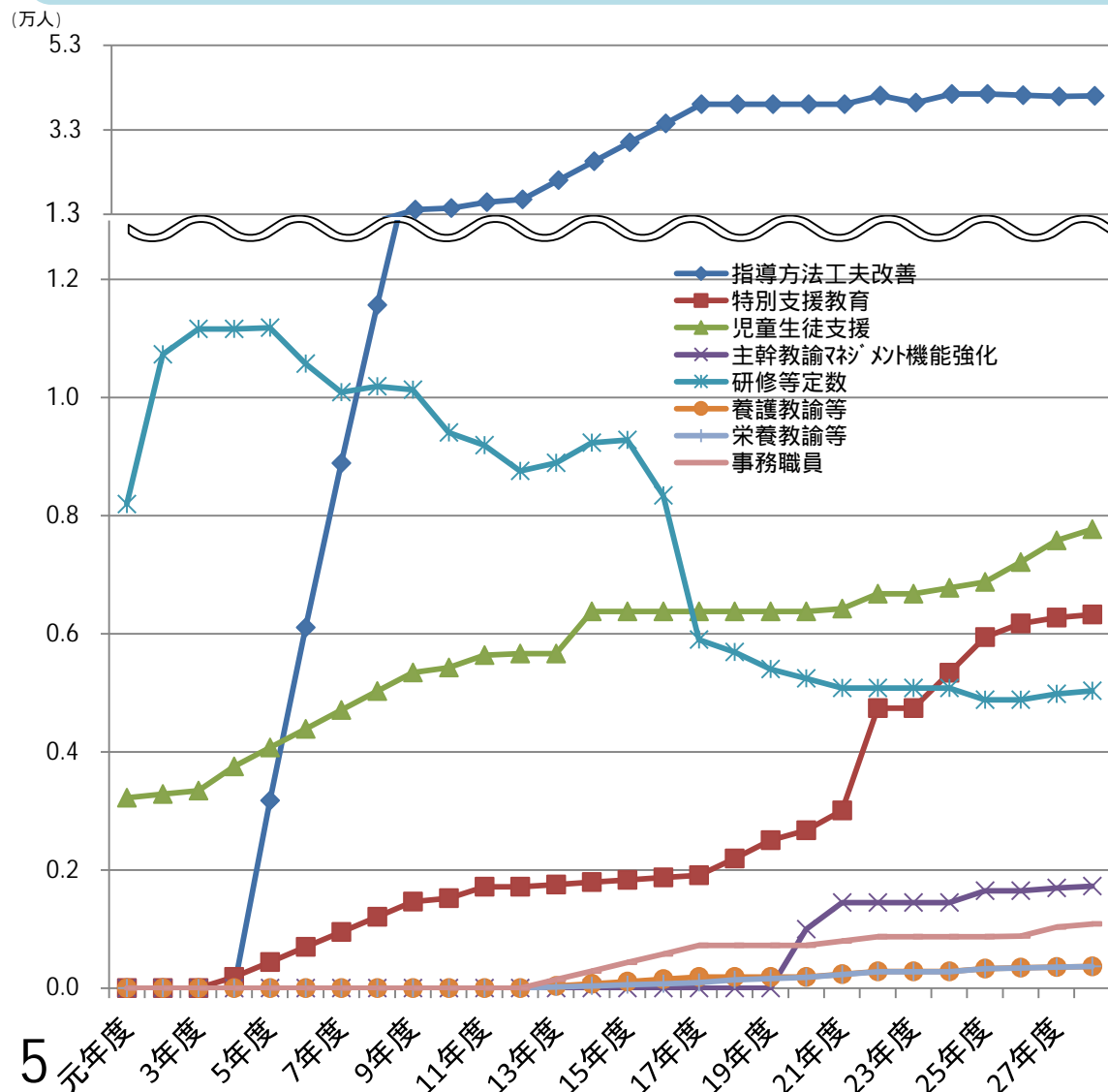


加配定数の推移



加配定数の内訳

加配定数の内訳をみると、アクティブラーニングなどの指導方法工夫改善が圧倒的な割合を占めており、次にいじめ問題などへの対応、特別支援児童・生徒の対応などが大幅な伸びを示している。



28年度予算の加配定数の措置状況

加配内容	加配事項	H28 増員数
小学校の専科指導	指導方法工夫改善	+ 140人
教育格差の解消	児童生徒支援	+ 50人
外国人児童生徒対応	児童生徒支援	+ 25人
特別支援教育の充実	特別支援教育	+ 50人
いじめ問題への対応	児童生徒支援	+ 50人
学校統合に係る支援	児童生徒支援	+ 50人
小規模校への支援	児童生徒支援	+ 10人
学校機能の強化	事務職員等	+ 100人
アクティブラーニングの推進	研修等定数	+ 50人

加配定数の適正性分析

加配定数については、過去に運用の問題点が会計検査院で指摘されたもの（初任者研修加配）もあり、適正性については、改めて検証する必要。

指導方法工夫や児童生徒支援については、平成28年度予算で新規に措置した「エビデンス実証研究」の予算事業や、全国学力テストのデータ公開・活用を通じ、費用対効果や、クラス・児童生徒数あたりの適正数についての知見を積み重ねることが必要。（各都道府県においても、加配定数に係る教育効果の「見える化」をしていくことが必要。）

これらを通じ、現在の加配定数（6万4,733人）の再検証を行うことが可能。

加配事項	H28定数	性質分析
指導方法工夫改善	41,057人	
特別支援教育	6,326人	対象児童生徒数に連動
児童生徒支援	7,767人	
主幹教諭マネジメント機能強化	1,728人	学校数に連動
研修等定数(初任者研修含む)	5,033人	政策的措置
養護教諭等	370人	学校数に連動
栄養教諭等	367人	学校数に連動
事務職員	1,085人	学校数に連動

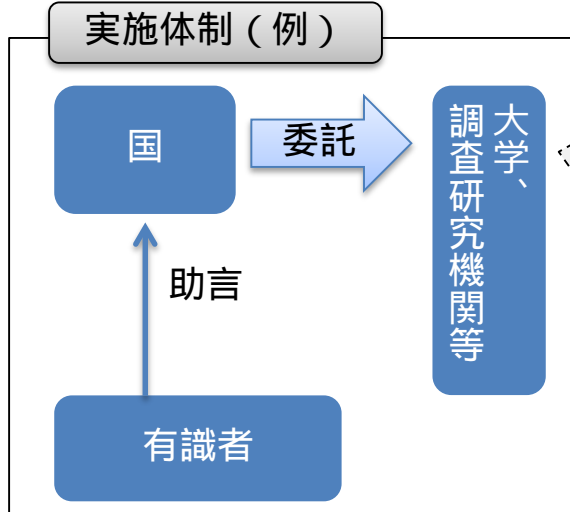
会計検査院指摘

異なる免許教科の教員を指導員に任命していた。
初任者に免許外の教科を担当させていた。
初任者の負担軽減が行われていなかった。

教育政策形成に関する実証研究

平成28年度予算額：4,600万円（新規）

有識者や意欲ある自治体の協力を得つつ、時代の変化に対応した新しい教育への取組、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に関する状況や、それらの課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価する実証研究を実施。得られた成果は随時政策立案に活用。



研究の観点（例）

- 多面的な教育成果・アウトカムの評価
- ・知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等
- ・コミュニケーション能力、自尊心・社会性等の非認知能力
- ・児童生徒の行動
- 子供の経時的変化の評価
- 学校以外の影響要因の考慮
- 自治体の政策ニーズの動向分析

加配定数の性質分析

適正性を踏まえた上で、加配定数の内容をよりきめ細かく見ていく必要。例えば、**学校数やクラス数、児童生徒数等に連動し、全国一律で実施する政策に必要な定数**
地域や学校ごとの個別事情に応じて政策的に措置すべき定数

といった性質に分類し得ると考えられ、このうち **に分類し得る定数については、その性質上基礎定数化し、連動する学校数やクラス数、児童生徒数等に応じて定数を変動させることが可能**と考えられる。

加配定数性質分類のイメージ（案）

加配事項	H28定数	性質分析
指導方法工夫改善	41,057人	
特別支援教育	6,326人	対象児童生徒数に連動
児童生徒支援	7,767人	
主幹教諭マネジメント機能強化	1,728人	学校数に連動
研修等定数(初任者研修含む)	5,033人	政策的措置
養護教諭等	370人	学校数に連動
栄養教諭等	367人	学校数に連動
事務職員	1,085人	学校数に連動

加配内容	性質分析
少人数指導(少人数学級関係)	クラス数等に連動
習熟度別指導	政策的措置
チーム・ティーチング	政策的措置
小学校の専科指導	政策的措置

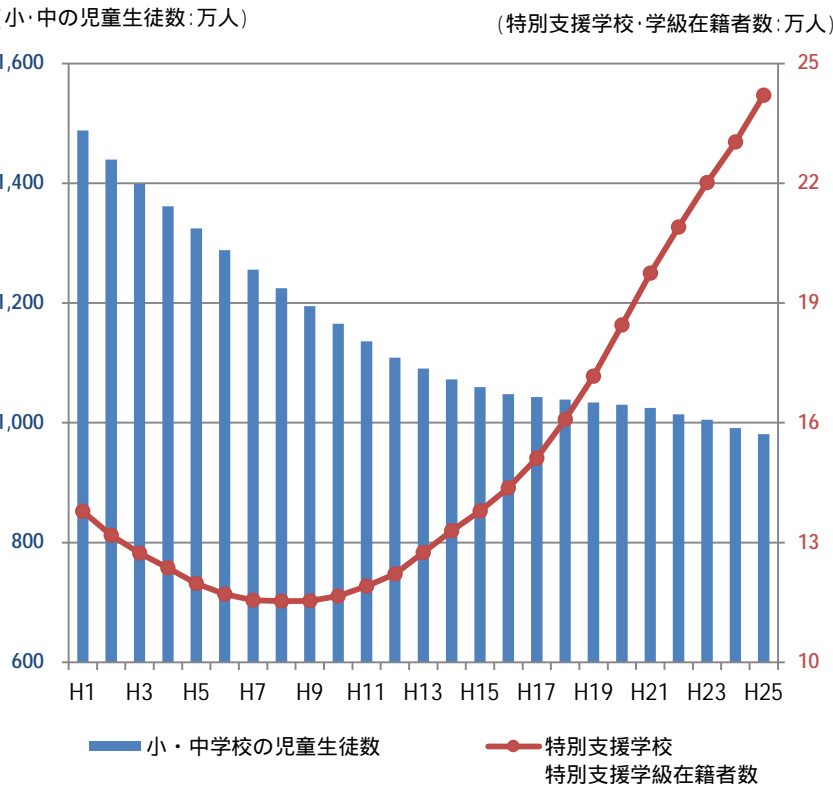
加配内容	性質分析
教育格差の解消	政策的措置
いじめ問題への対応	政策的措置
外国人児童生徒対応	対象児童生徒数に連動
学校統合に係る支援	対象学校数に連動
小規模校への支援	対象学校数に連動

特別支援、外国人児童・生徒への対応について

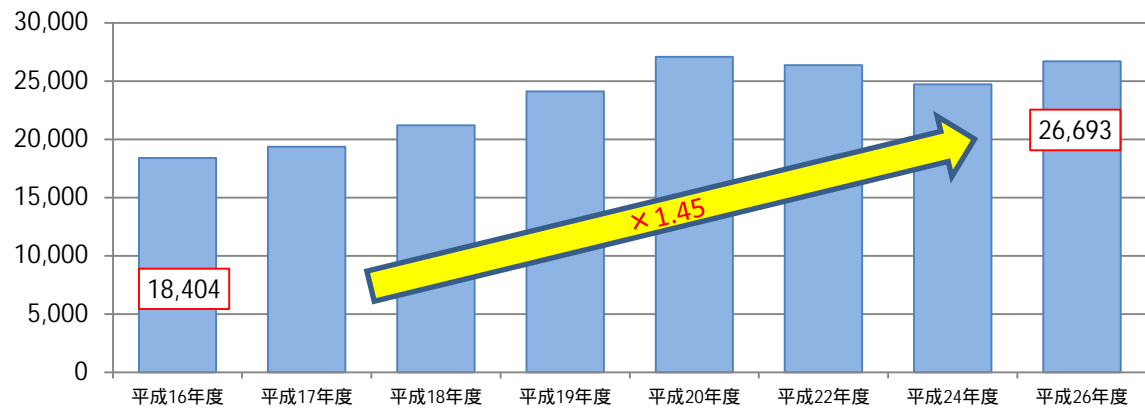
近年、少子化が進展する一方で、特別支援や外国人児童・生徒は増加している。こうした児童・生徒にきめ細かく対応していくことは極めて重要であり、また、他の児童・生徒に多様性の教育を行っていく観点からも、今後積極的に推し進めていく必要がある。

そうした観点から、特別支援、外国人児童・生徒の数に応じた適正な教職員数を見極めながら、必要十分な定数を配置するべきである。

小・中学校の児童生徒数と特別な支援を要する児童生徒数の推移



(人) 日本語指導が必要な外国人の子供の数



課題に対応するために措置した加配定数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
日本語教育支援	985	985	985	985	985	1,035	1,285	1,285	1,385	1,385	1,385	1,385	1,410
特別支援教育	1,874	1,911	2,193	2,504	2,675	3,010	4,741	4,741	5,341	5,941	6,176	6,276	6,326

事務職員、チーム学校関連の人材活用について

日本の教職員の多忙は際立っているが、複数のアンケート結果からも、授業や生徒指導ではなく、保護者対応や調査対応、クラブ活動などの負担感が大きいことは明らか。

今いる教師がより多くの時間、授業、授業準備、生徒指導に専念できるようにする観点から、費用対効果の分析も踏まえながら、クラスや児童・生徒当たりの適正な事務職員数、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの適正数を検討し、その結果を踏まえて、ワイズ・スペンディングの観点からより効率的で効果的な予算のあり方を検討するべきである。また、部活動や学習サポーターの在り方についても検討する必要がある。

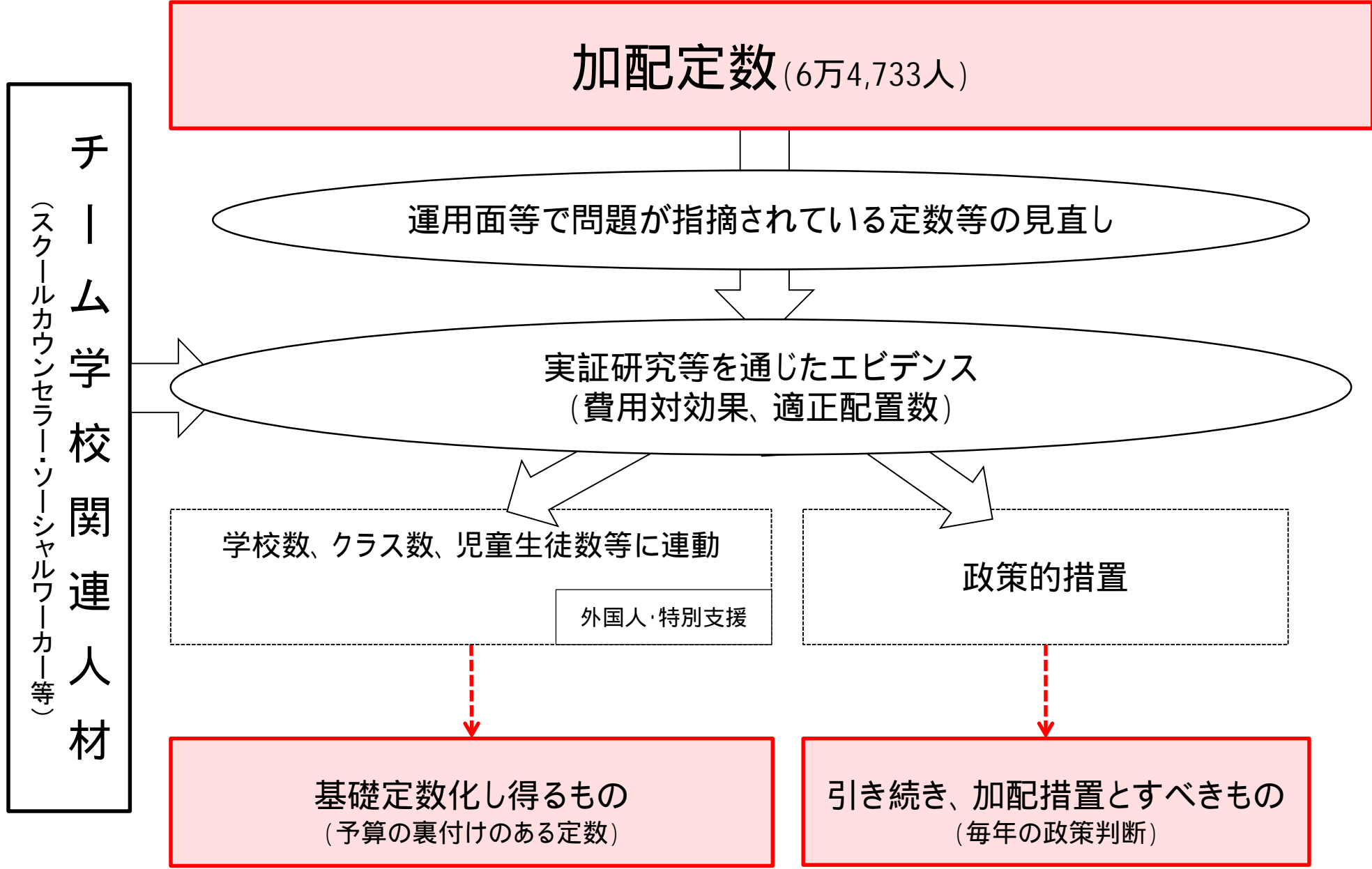
負担感を感じる業務

	小学校		中学校	
1位	保護者・地域からの要望等への対応	83.2	保護者・地域からの要望等への対応	82.5
2位	国や教育委員会からの調査対応	80.5	国や教育委員会からの調査対応	79.7
3位	成績一覧表・通知表の作成	77.7	児童・生徒の問題行動への対応	77.9
4位	児童・生徒の問題行動への対応	76.8	クラブ活動・部活動指導	73.0
5位	学期末の成績・統計・評定処理	75.5	成績一覧表・通知表の作成	71.1

他の職員・スタッフに移行すべきもの

	小学校		中学校	
1位	学校徴収金未納者への対応	84.5	学校徴収金未納者への対応	82.5
2位	国や教育委員会からの調査対応	63.4	国や教育委員会からの調査対応	64.0
3位	児童・生徒・保護者アンケート実施	57.9	児童・生徒・保護者アンケート実施	61.1
4位	地域との連携に関する業務	57.6	地域との連携に関する業務	59.6
5位	クラブ活動・部活動指導	55.4	クラブ活動・部活動指導	50.7

教職員定数の考え方（イメージ）

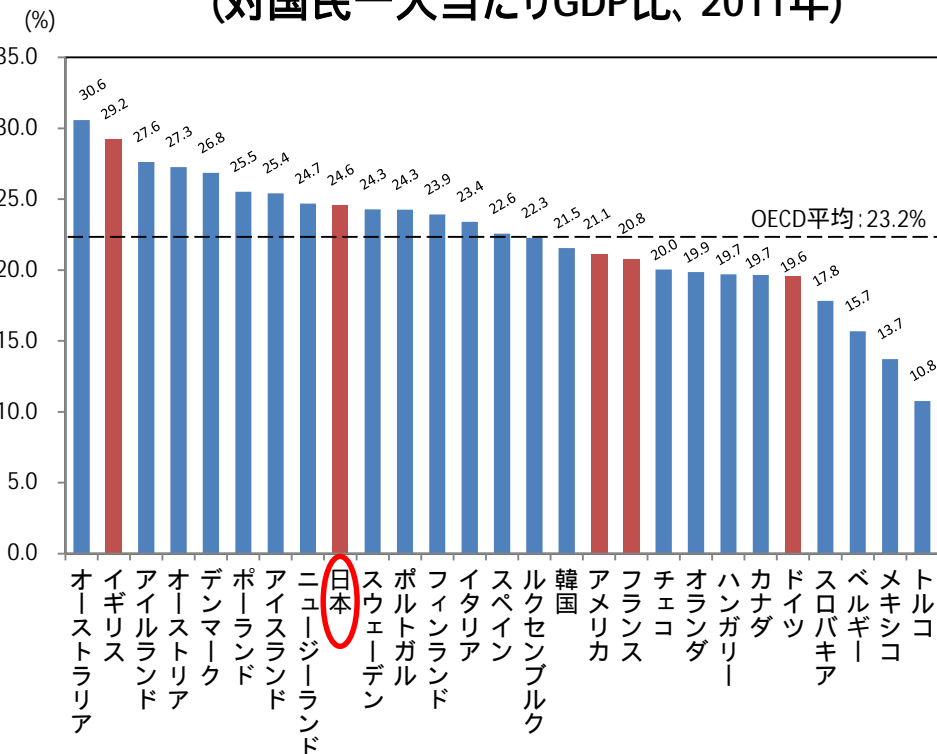


初等中等教育に係る財政支出の現状

日本の小中学校向け公財政支出を在学者一人当たりで見るとOECD平均よりも高く、特に主要先進国（G5）の中では高水準。また、国民負担率が国際的にみて低水準であることも踏まえる必要。

日本のPT比（教員一人当たりの生徒数）は主要先進国と比べて遜色ないレベルになっている。また、日本の小中学校予算は諸外国に比べ、教員給与に配分が偏っており、その結果、在学者一人当たり教員給与支出は国際的にも高い水準になっている。

小中学校への在学者一人当たり公財政支出 (対国民一人当たりGDP比、2011年)

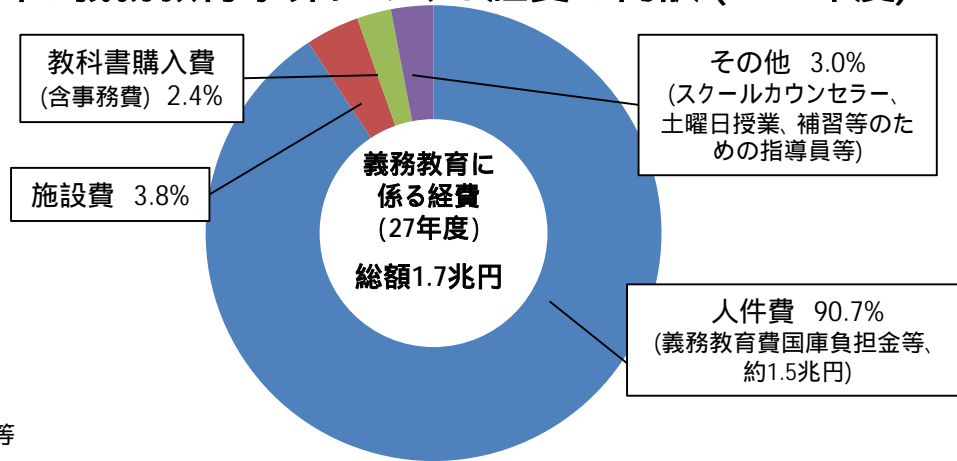


(注1) ここでの公財政支出は教育機関向け補助と個人向け補助の合計。
 (注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。
 (注3) 国民負担率について、括弧内の数字は対GDP比の国民負担率。
 (出典) OECD stat, National Accounts (OECD) Revenue Statistics (OECD)、内閣府「国民経済計算」等

教育段階別教員一人当たり生徒数

	2013小学校	2013中学校
日本	17.4	13.9
OECD平均	15.2	13.4
G5平均	17.7	15.4
アメリカ	15.3	15.4
イギリス	20.7	18.5
フランス	19.3	15.4
ドイツ	15.6	13.6

国の義務教育予算における経費の内訳 (2015年度)



まとめ（義務教育予算）

近年、少子化の進展による児童・生徒数の減少に伴い、法律の規定に則って配置される基礎定数は減少し続けているが、その一方で、様々な教育課題に対応するための加配定数は増加し続けている。

現在の加配定数（6万4,733人）については、現場での活用実態や教育効果に関する実証研究等を通じ、各都道府県における教育効果の「見える化」などによりその適正性を検証していく必要がある。その上で、その性質について、学校数やクラス数等に連動する性格のもの、地域や学校ごとの個別事情に応じて政策的に措置すべきものに分類していくことが考えられる。

その際、特別支援、外国人児童・生徒への対応や、外部人材の活用などについても、費用対効果を分析しながら、必要十分な定数を検証する必要がある。

こうして再検証した定数のうち真に必要性が高く、学校数やクラス数、児童生徒数等に連動するものについては、義務標準法の改正による基礎定数化を検討することが考えられるのではないか。（それを「改革工程表」にある「予算の裏付けのある教職員定数」として位置付けることが考えられるか。）こうした取組は、地方公共団体が中長期的な見通しに基づく教職員の安定的・継続的な雇用を行いやすい環境の整備に繋がると考えられる。

まとめ（義務教育予算）

他方、新たな加配定数については、確かなエビデンスに基づく議論を毎年度の予算編成プロセスの中で行い、事後的な検証も通じ、P D C Aサイクルを徹底する必要がある。

この新たな加配定数を含む教職員定数の在り方については、主要先進国と比較しても遜色のない現在の我が国のP T比^(注1)や一人当たり教育支出^(注2)、厳しい財政事情等^(注3)を十分に踏まえ、教育の質と教育予算の質の双方を同時に向上させながら、財政健全化の取組と齟齬を来さないよう取り組んでいくことが重要である。

(注1) 日本の教員一人当たりの生徒数(P T比)は、小学校で17.4、中学校で13.9となっており、OECD平均(小15.2、中13.4)より大きい、G5平均(小17.7、中15.4)並みであり、主要先進国に比べ遜色ないレベルになっている。

(注2) 日本の小中学校在学者一人当たりの公財政支出(対一人当たりGDP比)は24.6%となっており、OECD平均(23.2%)に比べて高い水準となっている。(G5ではイギリス(29.2%)に次いで2位。アメリカ(21.1%)、フランス(20.8%)、ドイツ(19.6%))

(注3) 日本の国民負担率は40.5%(うち租税負担率27.3%)と、OECD平均50.2%(同35.0%)に比べて相当程度低い。日本は相対的に義務教育予算に占める教職員人件費の割合が高く、在学者一人当たりの教員給与支出(対一人当たりGDP比)は、小学校で17.4%、中学校で19.8%と、G5平均(小15.5%、中18.2%)よりも高い。このように、教員給与に配分が偏っている状況にある。

国立大学関係予算・科学技術予算

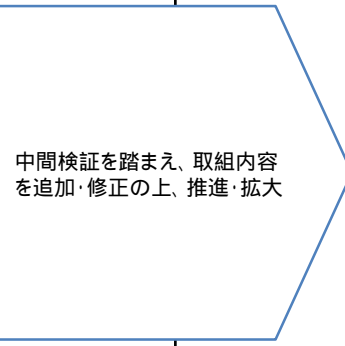
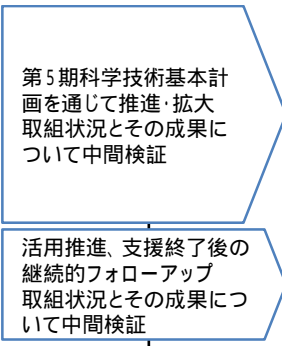
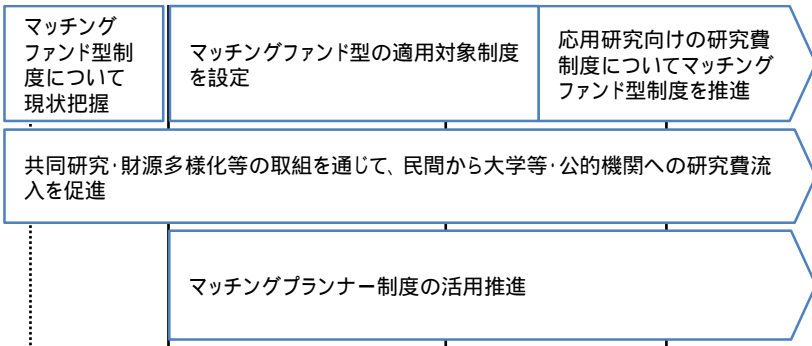
経済・財政再生計画改革工程表（国大法人関係）〔平成27年12月24日経済財政諮問会議〕

2014・2015年度	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
<h3>< 民間資金の導入促進 ></h3>							
<p>各国立大学において、取組構想の成果を検証する評価指標を設定（民間資金の獲得割合の上昇等）。</p>	<p>各国立大学の取組構想の進捗状況を確認、各国立大学ごとに予め設定した評価指標を用いて、その向上度合いに応じて段階的な評価を実施し、運営費交付金の重点配分に反映</p>			<p>第3期中期目標期間を通じて推進 2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、民間資金獲得に向けた一層の努力を促す方策を検討</p>	<p>暫定評価を踏まえ、 取組内容を追加・修正の上、 推進・拡大</p>	<p>大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 (2013年度:18千件、390億円) 【2018年度:2013年度比1.3倍】 【2020年度:2013年度比1.5倍】 国立大学における寄附金受入額(2014年度:約0.07兆円) 【2018年度:2014年度比1.2倍】 【2020年度:2014年度比1.3倍】</p>	<p>世界大学ランキング: 2018年、2020年、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする。 ・第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする。 など高等教育の質の向上を図る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> >各国立大学において、民間との共同研究・受託研究に関する目標を設定 >産学官連携推進上のリスクマネジメント方策の検討 >大学と民間企業等との共同研究における間接経費の必要性に係る算定モデルの検討 >修学支援事業のための個人からの寄附金に係る税制改正 	<ul style="list-style-type: none"> >各国立大学における研究者、リサーチ・アドミニストレーター（URA）、知的財産の取得・活用、設備利用の支援スタッフ等により産学連携を総合的に企画推進する環境を整備 >各国立大学が共同研究締結時の不実施補償、秘密保持等の知的財産の取扱いにより共同研究等を制約されないよう、各国立大学において共同研究等に関する戦略策定 >各国立大学において、民間企業等との共同研究における間接経費の在り方について検討し、共同研究契約等に反映 >各国立大学において寄附金収入の拡大に向けた専門スタッフの配置や寄附金獲得に向けた戦略策定 			<p>第3期中期目標期間を通じて取組状況とその成果について中間検証</p>	<p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p>		
<h3>< 予算の質の向上・重点化 ></h3>							
<p>特定研究大学(仮称)制度の検討・制度整備</p>				<p>第3期中期目標期間を通じて推進 2019年度暫定評価において達成見込みを確認</p>	<p>暫定評価を踏まえ、 取組内容を追加・修正の上、 推進・拡大</p>	<p>・クロスアポイントメント適用教員数 (2015年現在 92人) 【2018年度 160人】 【2020年度 200人】</p>	<p>国立大学の若手(40歳未満)の本務教員数 (2013年度現在 16千人) 【2018年度 2015年度比+300人】 【2020年度 2015年度比+600人】</p>
<p>年俸制・クロスアポイントメント制度等、人事給与システム改革と業績評価に関する第3期中期目標期間を通じた計画を各国立大学において策定。</p>	<p>各国立大学において計画にそって人事給与システム改革を推進</p>						

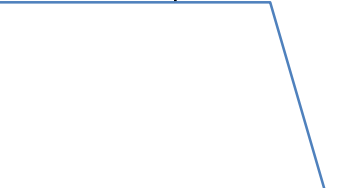
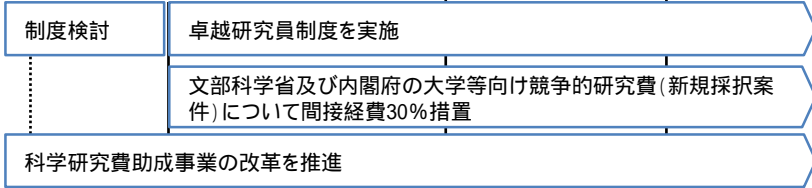
経済・財政再生計画改革工程表（科学技術関係）〔平成27年12月24日経済財政諮問会議〕



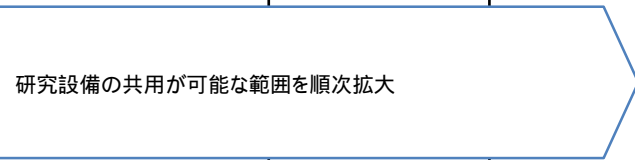
< 民間資金の導入促進 >



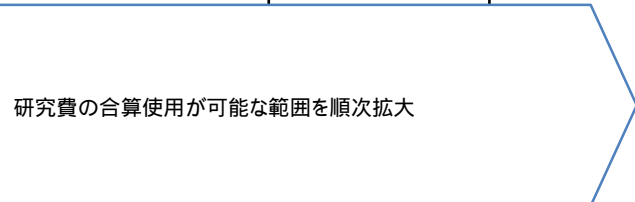
< 予算の質の向上・重点化 >



競争的資金における研究機器の共用の取扱い(2015年4月)をフォローアップ・徹底。競争的資金以外の研究費も同様の取扱いができるよう検討



競争的資金における複数研究費の合算使用の取扱い(2015年4月以降公募案件から)をフォローアップ・徹底。研究機器等を購入する場合の合算使用の条件についても検討。競争的資金以外の研究費も同様の取扱いができるよう検討



KPI (第一階層)

・応用研究向け研究費制度へのマッチングファンド型の適用状況[2020年度まで増加傾向(具体的な目標値は現状把握後に設定)]
 < 再掲 >
 ・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2013年度:18千件、390億円)
 [2018年度:2013年度比1.3倍]
 [2020年度:2013年度比1.5倍]
 ・地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる共同研究数[2018年度600件]
 [2020年度1000件]

KPI (第二階層)

・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009～2013年度平均:約0.1兆円(A))
 [2018年度:A比1.1倍]
 [2020年度:A比1.2倍]
 (国立大学における取組も通じて)

・研究の質の向上に関する指標
 > 被引用回数トップ10%論文の割合:2018～2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合を10%以上とすることを目標
 (国立大学における取組も通じて)

・購入した研究設備の共用が可能な事業制度数(2015年度:19)
 [2018年度:2015年度比1.3倍]
 [2020年度:2015年度比1.5倍]

・合算使用が可能な事業制度数(2015年度:19)
 [2018年度:2015年度比1.3倍]
 [2020年度:2015年度比1.5倍]

科学技術予算について

科学技術予算については、日本経済の成長につながるイノベーションの源泉になる可能性に留意しつつ、「改革工程表」にある質の向上のための「成果目標」の達成を目指すと共に、財政健全化目標の達成に向け、「経済・財政再生計画」における2020年度までのPB黒字化目標及び2018年までの「目安」との整合性を確保する水準で措置する必要。

第4期科学技術基本計画

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。

第5期科学技術基本計画

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比の1%にすることを旨とする。

経済・財政再生計画（「経済財政運営と改革の基本方針2015」平成27年6月30日閣議決定） 抜粋

「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を堅持する。具体的には、2020年度PB黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字の対GDP比を縮小していく。

計画の中間時点（2018年度）において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度（平成30年度）のPB赤字の対GDP比 1%程度を目安とする。

これらの目安⁵⁸に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を実現する。

⁵⁸ 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

まとめ（国立大学関係予算・科学技術関係予算）

国立大学関係予算及び科学技術関係予算については、改革工程表の目標達成に向けて、以下の点に留意しつつ着実に進展させていくことが肝要。

【国立大学関係予算】

国立大学の自己収入については、各大学の特性・背景を考慮して個別分野で達成度の「見える化」を図り、成功事例を全大学に波及させることなど、各年度の達成指標によりきめ細かく進捗管理を行う必要。

また、全ての国立大学に対し、資金運用や土地建物の貸与に係る規制緩和を行うとともに、指定国立大学法人についてはコンサルティング事業や給与水準の特例を設けるなど、資金確保・人材確保の面で出来る限り制約を取り払い、更なる経営力強化を後押しすることも重要である。

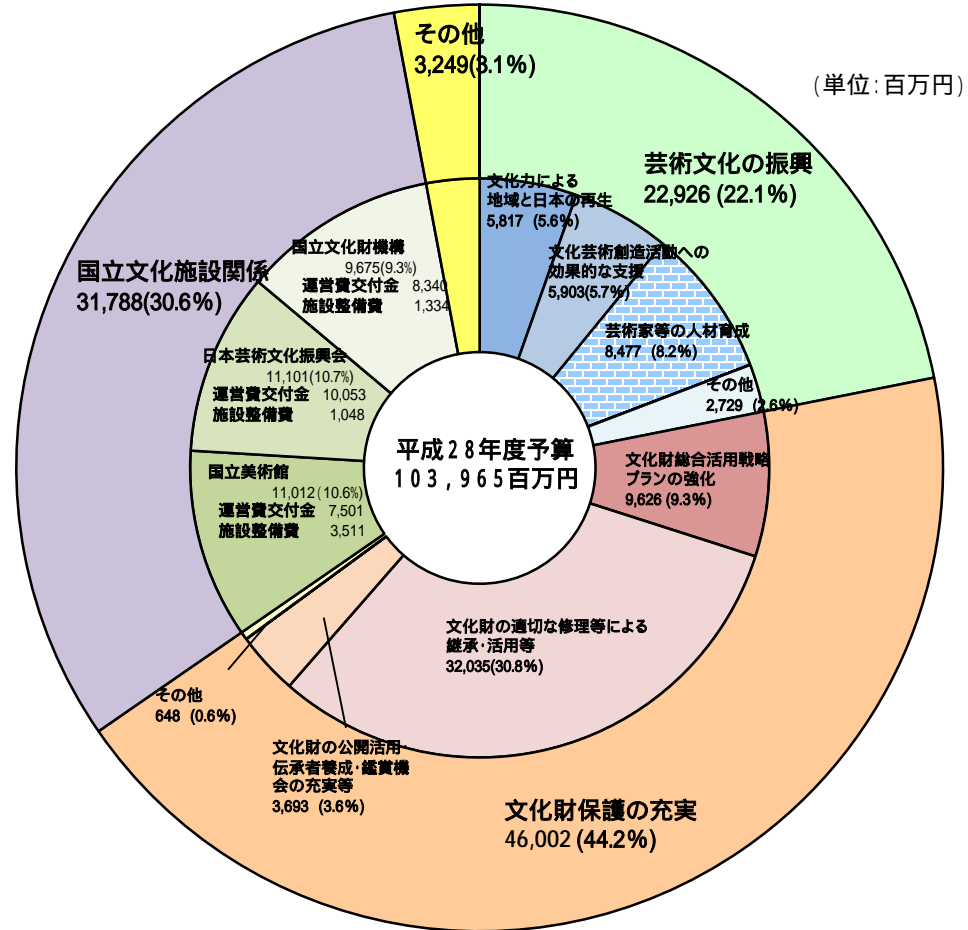
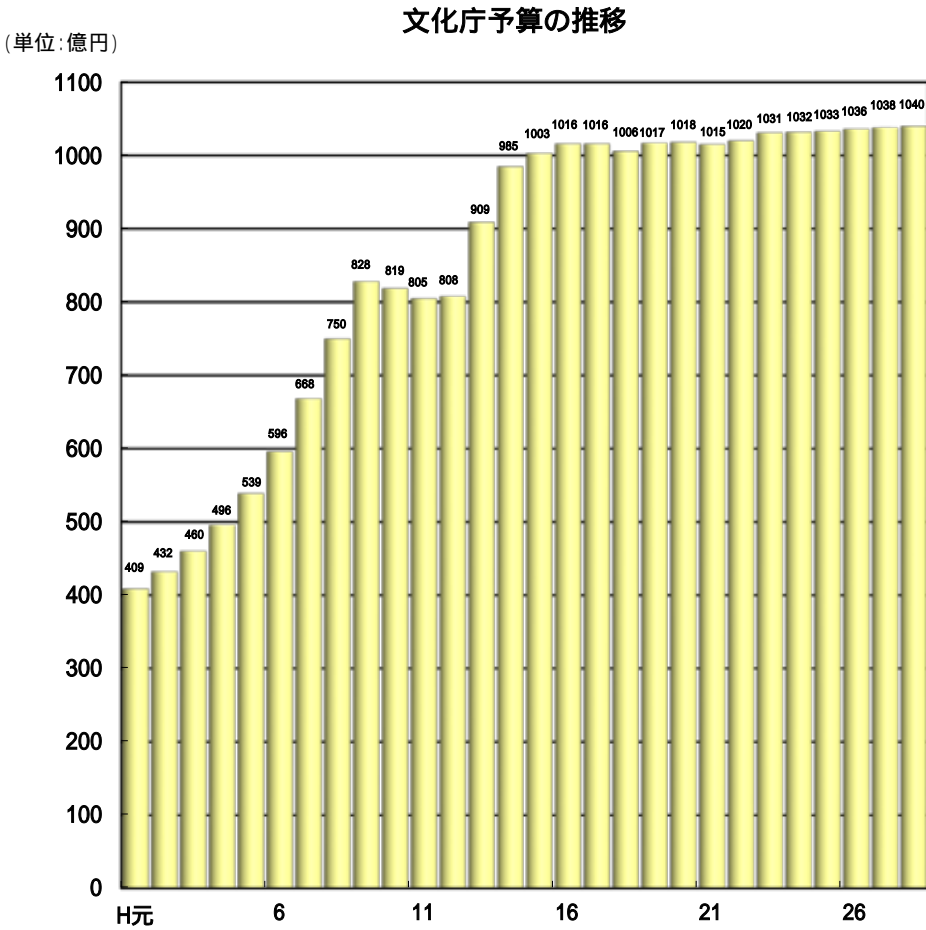
【科学技術関係予算】

科学技術投資の「成果目標」については、「改革工程表」及び今般閣議決定された「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において初めて導入されたもの。科学技術予算については、経済の成長につながるイノベーションの源泉になる可能性に留意しつつ、「質」の向上のための「成果目標」の達成を目指すと共に、財政健全化目標の達成に向け、「経済・財政再生計画」における2020年度までのP/B黒字化目標及び2018年までの「目安」との整合性を確保する水準で措置する必要。

文化関係予算

文化庁予算について

平成28年度の文化庁予算（一般会計）は、文化財保護の充実や芸術文化の振興等を図るため、1,040億円（+ 2億円）を措置。その内訳は、文化財保護の充実に関する予算が半分近くを占めている。



(注1) 上記計数は、文化庁において、各年度における一般会計の当初予算ベースでとりまとめたもの。
 (注2) 単位未満を各々四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

文化財関連予算の現状

これまでは主に文化財の保存・修理を適切に実施するという観点で実施されてきた。しかしながら、観光立国や文化芸術立国を実現する観点から、「観光立国推進基本法」や「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、文化財を地域振興や観光資源として活用すると明記されたことを踏まえると、地域振興や観光資源として活用するという仕組みを取り入れていくことが必要ではないか。

観光資源活用の取組みを進める際には、文化財所有者の収入増に直接結び付くことが見込まれることから、所有者自身の取組みを積極的に促すという視点が必要ではないか。

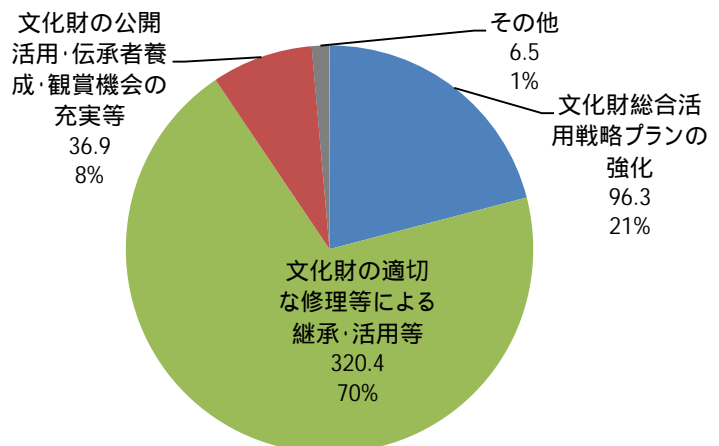
観光立国推進基本法 (抄)
(平成十八年十二月二十日法律第百十七号)

(観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)
第十三条 国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

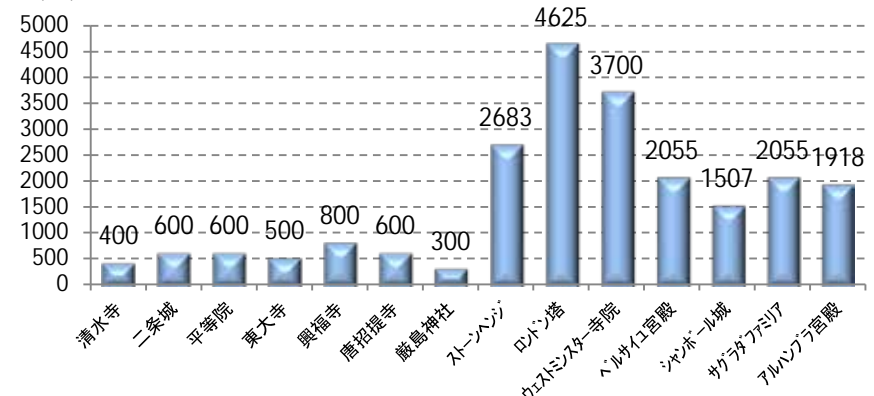
文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(平成27年5月22日 閣議決定)
第2 文化芸術振興に関する重点施策

1 五つの重点戦略
重点戦略3:文化芸術の次世代への確実な継承,地域振興等への活用
国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに,文化芸術を次世代へ確実に継承する。また,文化芸術の地域振興,観光・産業振興等への活用を図る。
[重点的に取り組むべき施策]
文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ,多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い,広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。また,文化財建造物,史跡,博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を,その価値の適切な継承にも配慮しつつ,地域振興,観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

文化財関連予算(28年度予算 460億円)



(円) 文化財の入場料の国際比較



財務省調べ(参考:デービッド・アトキンソン「国宝消滅」)
なお、日本円への換算は、平成28年度支出官レート(137円 / €、185円 / £)による。

課題：効率的かつ効果的な予算の活用

文化財の観光資源活用、所有者自身の取組み促進を進めるための仕組みの例

○ 建造物、史跡、埋蔵文化財等ごとに事業を実施するのではなく、面的・一体的な総合活用を推進する仕組み

「歴史文化基本構想」に基づいた事業を優先的に採択

○ 文化財の保存・修理事業を実施する際には、外国人を含む観光客に対し文化財の魅力・歴史的背景等が十分伝わるような解説(多言語化を含む)の充実を促す仕組み

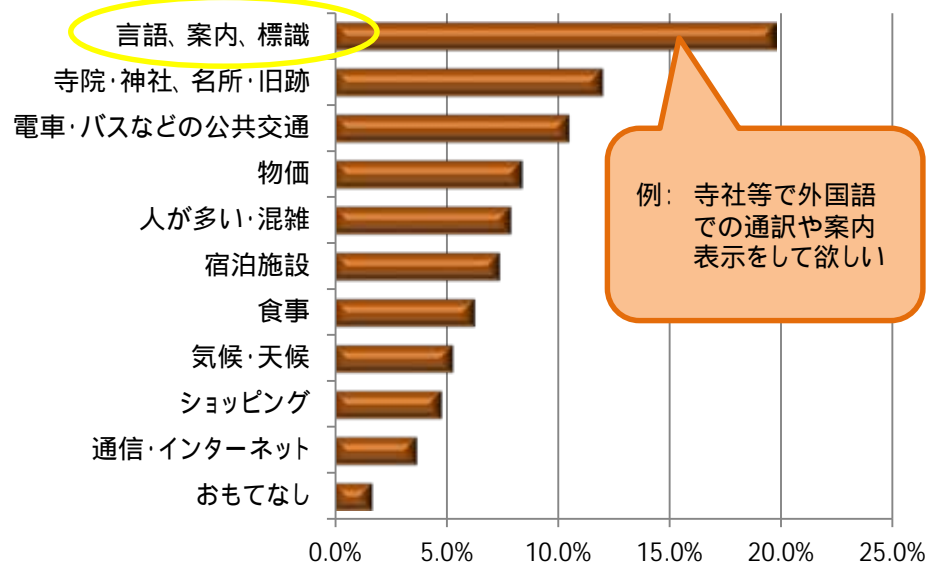
所有者自身の負担で案内板やパンフレットをあわせて整備する場合には、当該文化財保存・修理事業を他に優先して採択

歴史文化基本構想に基づいた保存・活用の取組み

「文化審議会文化財分科会規格調査会報告書(平成19年10月)」において、全国の市町村が、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針である「歴史文化基本構想」の策定を提言。
 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成27年5月閣議決定)」において、歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用の推進をすることとされている。
 平成28年4月現在で歴史文化基本構想が策定されているのは全国市町村のうち42団体のみであり、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針に基づいた面的・一体的な保存・活用の取組みが進んでいない。

歴史文化基本構想策定済市町村 42市町村
 岩手県盛岡市、栃木県足利市、新潟県佐渡市、富山県高岡市、石川県加賀市、岐阜県高山市、奈良県明日香村、島根県津和野町、広島県尾道市、福岡県太宰府市 等

京都観光の残念度(外国人)



出所：京都市産業観光局「京都観光総合調査 平成26年(2014年)」

まとめ（文化庁関係予算：文化財活用）

観光立国や文化芸術立国を実現する観点から、「観光立国推進基本法」や「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、文化財を地域振興や観光の資源として活用すると明記されていることを踏まえ、地域振興や観光資源として活用するという仕組みを積極的に取り入れるべき。

観光資源活用の取組みを進める際には、文化財所有者の収入増に直接結び付くことが見込まれることから、所有者自身の取組みを積極的に促すという視点が必要。

以下のような仕組みの見直しが考えられる。

- 建造物、史跡、埋蔵文化財等ごとに事業を実施するのではなく、面的・一体的な総合活用を推進するため、例えば「歴史文化基本構想」に基づいた事業を優先的に採択
- 文化財の保存・修理事業を実施する際には、外国人を含む観光客に対し文化財の魅力・歴史的背景等が十分伝わるような解説（多言語化を含む）の充実を促すため、所有者自身の負担で案内板やパンフレットをあわせて整備する場合には、当該文化財保存・修理事業を他に優先して採択

予算を最大限効果的に活用するためには、文化財の保存・修理事業の執行に当たって、事業の質（事業実施者、実施方法等）を適切に担保することが不可欠。